

(J1-6) 土木学会受託研究国内旅費規則

平成22年3月19日	制 定
平成23年11月18日	一部改正
2023年1月20日	〃
2025年7月11日	〃
2025年11月14日	〃

(適用範囲)

第1条 公益社団法人土木学会（以下「学会」という。）の受託研究業務（以下「業務」という。）に伴い委員会の委員等が国内を旅行する場合に、学会が当該委員等に支給する旅費については、発注者の定めるものによる場合を除き、この規則による。

(旅費の構成)

第2条 旅費は、交通費、宿泊費および宿泊手当を支給する。

(交通費)

第3条 交通費は、原則として、鉄道の旅客運賃、特急料金および指定席料金ならびに船舶の旅客運賃を路程に応じて支給する。ただし、片道30km以内の旅行については、交通費を支給しない。

2 鉄道の特急料金および指定席料金は、特急を運行する路線で、片道100km以上を旅行する場合に支給する。

3 第1項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、航空機の旅客運賃を支給することができる。

- (1) 片道1,000km以上を旅行する場合
- (2) 移動時間が片道4時間を超える場合
- (3) その他、学会が業務上必要と認める場合

(宿泊費・宿泊手当)

第4条 宿泊費および宿泊手当は、支給を受ける者の区分により、別表-1に定める額を支給する。ただし、宿泊費は、業務上必要と認めた場合に、原則として別表-1に定める金額を上限として実費を支給する。

(旅費の概算払および精算)

第5条 旅費は、旅行前に概算により支給することができる。

2 前項の場合および業務上の都合により路程等を変更した場合は、旅行終了後直ちに精算するものとする。

(規則の変更)

第6条 この規則の変更は、理事会において行う。

附則 (平成22年3月19日 理事会議決) この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則 (平成23年11月18日 理事会議決) 規程から規則に変更し、平成23年11月18日から施行する。

附則 (2023年1月20日 理事会議決) この変更規則は、2023年2月1日から施行する。

附則 (2025年7月11日 理事会議決) この変更規則は、2025年7月11日から施行する。

附則 (2025年11月14日 理事会議決) この変更規則は、2025年11月14日から施行する。

別表－1

宿泊費・宿泊手当

(単位：円)

区分	宿泊手当 (一夜につき)	甲	乙	丙	丁
委員会委員長		27,000	22,000	16,000	13,000
上記以外の委員会委員等	2,400	19,000	16,000	12,000	10,000

(注) 委員会委員長とは親委員会委員長を指す（小委員会、部会等の長は該当しない）

甲 埼玉県、東京都、京都府

乙 千葉県、神奈川県、新潟県、香川県、福岡県、熊本県

丙 北海道、青森県、秋田県、茨城県、富山県、山梨県、長野県、岐阜県、愛知県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、広島県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

丁 甲乙丙以外の地域